

令和5年第12回伊達市農業委員会定例総会議事録

1. 招集通知年月日 令和5年12月6日
2. 開催の場所 伊達市役所保原本庁舎 4階多目的会議室
3. 開催年月日 令和5年12月18日
4. 出席農業委員 18名
1番 佐藤 易廣 2番 柳沼 正治 3番 八巻 長一 4番 寺島 武
5番 渡邊 政幸 6番 菅野 照 7番 鈴木 政浩 8番 穴戸 洋一
9番 阿部 忠幸 10番 浦山 公一 11番 大槻 孝徳 12番 吉田 浩重
13番 大橋 吉成 14番 千葉 利市 ~~15番 長沢 壽幸~~ 16番 佐藤 清光
17番 渡邊 茂 18番 土屋 洋一郎 19番 清野 直人
5. 欠席農業委員 1名
6. 出席農地利用最適化推進委員 21名
20番 佐藤 輝弥 21番 佐々木 春男 22番 大武 有子 ~~23番 後藤 喜美枝~~
24番 橘 典雄 25番 八島 市蔵 26番 高橋 敏明 27番 菊池 和彦
28番 齋藤 信夫 29番 佐藤 善一 30番 渡邊 みき子 ~~31番 野田 源吉~~
32番 舟山 健一 ~~33番 引地 秀樹~~ 34番 八城 智広 35番 佐瀬 之人
36番 小賀坂 伸夫 37番 秋葉 武 38番 大和田俊一郎 39番 三浦 秀勝
40番 阿部 良夫 41番 津田 茂 42番 井上 林一 43番 八巻 博
7. 欠席農地利用最適化推進委員 3名
8. この会の事務従事者 事務局長 小賀坂義一、農地係長 齋藤勝彦、庶務係長 照内章滝
主事 菅井あゆみ
9. 会議の提出事項
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画
変更申請について
議案第4号 現況確認証明願いについて
議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
議案第6号 伊達農業振興地域整備計画の変更案について
議案第7号 あっせん申出について
報告第1号 専決処分の報告について
10. 議 事
議 長 只今から、令和5年第12回伊達市農業委員会定例総会を開会いたします。
(午後2時30分宣告)
只今の出席委員は、農業委員18名、推進委員21名で定足数に達しております。

●●さんと親戚で、5年前から耕作しており、現在も野菜を作っています。これからも野菜を作っていきたいとのことなので、問題なく見てまいりました。皆さまのご審議、よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第1号の5番の案件について、17番、渡邊茂調査員、お願ひいたします。

17番委員 議案第1号の5番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。12月13日に、譲渡人の●●さんとは訪問して話を伺い、譲受人の●●さんからは電話で話を伺ったうえ、現地を訪問してまいりました。申請地は道路から離れており、●●さんの農地を通らないと耕作できません。そのうえあまり手入れがされていないため、●●さんの方から申し入れをして話がまとまったそうです。何ら問題のない案件と見てまいりました。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第1号の6番の案件について、27番、菊池和彦調査員、お願ひいたします。

27番委員 議案第1号の6番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。設定人の●●さんとは12月9日に直接お会いして話を伺いました。被設定人の●●●さんは、先ほどの説明にもあったとおり、●●さんの娘さんです。先ほど農政課から農振除外の説明がありましたが、●●●さんは最終的には隣接地に住宅を作り新規就農する予定です。●●●さんは今後、ジャガイモを植えていきたいとのことでした。何ら問題のない案件と見てまいりましたが、委員の皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第1号の7番の案件について、36番、小賀坂伸夫調査員、お願ひいたします。

36番委員 議案第1号の7番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。譲渡人、譲受人ともに12月10日、直接お会いしてお話を伺いました。申請地は霊山川沿いにある農地です。譲受人の●●●●さんは●●●●●地内でパイプハウスによる花木栽培をしておりました。せきなみ中ノ内橋改修工事の際に用地買収によって農地が減少しましたが、今後も花木栽培をしていきたいとの思いから、近隣地へのパイプハウス移転を考え、●●さんの農地を代替地として求めました。●●さんも農業経営縮小を考えていたことから話がまとまったようです。何ら問題のない案件と見てまいりました。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第1号の8番から9番の案件について、8番、宍戸洋一調査員、お願ひいたします。

案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の16件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 (委員挙手多数)

議長 賛成多数。よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の16件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、議題といたします。それでは、議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 (議案第2号朗読説明)

補足説明を農地係長からいたさせます。

農地係長 議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る農地区分と農地転用許可基準について申し上げます。

1番については、物置敷地への転用であります。使用貸借権の設定、20年間になります。農地区分は、農地の連たんが10ha以上であるため、第1種農地となります。第1種農地であっても、集落接続事業は転用可能でありますので、転用許可可能と判断しました。なお、追認案件となります。

2番については、一般住宅敷地への転用であります。所有権の移転、売買です。農地区分は、伊達総合支所から500m以内の距離にありますので、第2種農地となります。第2種農地は、他に代えるべき土地がない場合転用可能となります。本案件は、他に検討した土地があり本申請地が適地であるとの申し出もあることから、転用許可可能と判断しました。また、都市計画法第34条第11号に基づく地区計画が設定されている区域に指定されております。

3番については、公共事業受注に伴う、資材置場敷地への一時転用であります。賃借権の設定、13ヶ月であります。農地区分は、農振農用地区域内の農地でありますので、農用地となります。農用地であっても、一時転用は転用可能であることから、転用許可可能と判断しました。

4番については、露天駐車場敷地への転用であります。賃借権の設定、30年間あります。農地区分につきましては、10ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種農地であっても、既存施設拡張事業は転用可能でありますので、転用許可可能と判断しました。なお、この申請地は、令和5年6月16日に開催された第6回農業委員会総会で、農振農用地から除外するため意見を求められたところあります。

5番については、露天駐車場敷地への転用であります。所有権の移転、売買

です。農地区分は、伊達市役所本庁舎から 555m 以内の距離にあり、宅地化率が 42.8% ありますので、第 2 種農地となります。第 2 種農地は、他に代えるべき土地がない場合転用可能となります。本案件は、他に検討した土地があり本申請地が適地であるとの申し出もあることから、転用可能と判断しました。

以上 5 件とも転用許可可能と判断し申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第 2 号の 1 番の案件について、7 番、鈴木政浩調査員、お願いいたします。

7 番委員 議案第 2 号の 1 番の案件について現地調査の結果報告をいたします。12 月 15 日午前 9 時、東地区交流館集合で、佐々木委員、八城推進委員、私と、事務局 2 名の計 5 名で現地を確認して参りました。申請地は東地区交流館から南に 200 メートルの距離にあります。設定人と被設定人は親子です。被設定人である息子さんが家を新築のため測量したところ、物置が農地に建っていたそうです。家が完成するまでの間、物置に住むということもあり、致し方ないのかな、と判断してまいりました。皆様のご審議、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第 2 号の 2 番の案件について、21 番、佐々木春男調査員、お願いいたします。

21 番委員 議案第 2 号の 2 番の案件について現地調査の結果報告をいたします。12 月 15 日午前 9 時、東地区交流館集合で、鈴木委員、八城推進委員、私と、事務局 2 名の計 5 名で現地を確認して参りました。場所は伊達中学校の前で、国道 399 号線沿いの農地になります。申請地は市街化調整区域内の農地ですが、地区計画がありまして、周辺の農地への悪影響もなく、問題なく許可相当と見てまいりました。皆様のご審議、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第 2 号の 3 番の案件について、8 番、宍戸洋一調査員、お願いいたします。

8 番委員 議案第 2 号の 3 番の案件について現地調査の結果報告をいたします。12 月 15 日午前 10 時半、梁川総合支所集合で、土屋委員、佐藤清光委員、私と、事務局 2 名の計 5 名で現地を確認して参りました。申請地は、国道 349 号線沿い、県境から 1 キロほど手前の平らな農地です。公共事業の資材置き場としての一時的な利用であり、許可相当と見てまいりました。皆様のご審議、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第 2 号の 4 番の案件について、10 番、浦山公一調査員、お願いいたします。

す。

10 番委員 議案第2号の4番の案件について現地調査の結果報告をいたします。12月15日午前9時半、伊達市役所集合で、長沢委員、佐瀬推進委員、私と、事務局2名の計5名で現地を確認して参りました。場所は市街中心、国道349号線沿い、梁川方面に向かい、自動車販売店から北に50メートルほど行ったところにある農地です。以前は桃を作っておりましたが、周辺は住宅が建築されてきて管理が難しくなり、桃の木も老木になったことから、切り倒し更地にしておりました。今回、被設定人が●●●●●●●●から借りていた駐車場を返却することとなり駐車場を探していたところ、話がまとまったそうです。側溝もあり、周辺農地への悪影響はなく許可相当と見てまいりました。皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第2号の5番の案件について、15番、長沢壽幸調査員の調査報告を、事務局より代読お願ひいたします。

農地係長 私のほうから、長沢調査員からお預かりしている調査報告書を読み上げます。議案第2号の5番の案件について現地調査の結果報告をいたします。12月15日午前9時半、伊達市役所集合で、浦山委員、佐瀬推進委員、私と、事務局2名の計5名で現地を確認して参りました。申請地は●●●●●●●●●●の北側にある農地です。今回の案件は露天駐車場敷地の拡大であり、今後大型バスの駐車スペースが必要になるためということです。排水もあり許可相当と見てまいりました。皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の5件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の5件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 (委員挙手多数)

議長 賛成多数。よって、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の5件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。なお、4番の案件については、30アール以上の申請のため、本日の審議終了後、福島県農業会議に意見を求めた上で「許可決定」とすることになります。それでは、議案の朗読・説明を事務局よ

り申し上げます。

事務局長 (議案第3号朗読説明)

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」補足説明を申し上げます。

1番につきましては、令和4年12月に一時転用許可を受けた事案であります。公共事業に伴う残土置場敷地及び農地改良のため貸借権を設定し一時転用をしていましたが、発生土が想定より少なく、また、現状の状態では、農地としても有効に活用することが難しいことから、一時転用期間を6ヶ月から3年に延長するものです。

2番につきましては、令和4年9月に一時転用許可を受けた事案であります。公共事業に伴う残土置場敷地のため貸借権を設定していましたが、工期の延長のため事業計画の変更となりました一時転用の期間は、1年2ヶ月から7ヶ月延長され1年9ヶ月とするものです。

3番につきましては、令和4年9月に一時転用許可を受けた事案であります。公共事業に伴う現場事務所、駐車場及び資材置場等敷地のため貸借権を設定していましたが、工期の延長のため事業計画の変更となりました。一時転用の期間は、1年2ヶ月から7ヶ月延長され1年9ヶ月とするものです。

4番につきましては、令和4年12月に一時転用許可を受けた事案であります。工事発生土を利用して農地改良を行っていましたが、土砂搬入に予定以上の期間を有し、農地にするための仕上げ整地作業ができなくなったため事業計画を変更するものです。一時転用の期間は、1年から5ヶ月延長され1年5ヶ月と延長するものです。

以上4件とも、事業計画変更もやむを得ないと判断し、申請書を受理いたしましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」の4件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」の4件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 (委員挙手全員)

議長 賛成全員。よって、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」の1番から3番の案件については、原案のとおり

議長 議長 議案第4号「農現況確認証明願いについて」質疑を許します。

議長 議長 質疑ございませんか。

議長 議長 「異議なし」の声。

議長 議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第4号、「現況確認証明願いについて」の2件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 議長 (委員挙手全員)

議長 議長 賛成全員。よって、議案第4号「現況確認証明願いについて」の2件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 議長 次に、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局 議長 (議案第5号朗読説明)

事務局 議長 今回提出されました農用地利用集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による基本構想への適合、農地の効率的利用、農業への常時従事の各要件を満たすものと考えられます。本案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊達市農業委員会の決定となります。以上で議案の説明および朗読を終了します。

議長 議長 ありがとうございます。それでは、これより審議に入ります。議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る1件、賃貸借権設定に係る80件、使用貸借権設定に係る26件について、一括審議することにご異議ございませんか。

議長 議長 「異議なし」の声。

議長 議長 「異議なし」と認め、所有権移転に係る1件、賃貸借権設定に係る80件、使用貸借権設定に係る26件について、一括審議することにいたします。ここで、多少お時間を設けますので、ご確認をお願いいたします。

議長 議長 それではよろしいでしょうか。これより質疑に入ります。議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」、質疑を許します。質疑ございませんか。

議長 議長 「異議なし」の声。

議長 議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る1件、賃貸借権設定に係る80件、使用貸借権設定に係る26件について採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は、「挙手」をお願いします。

議長 議長 (委員挙手全員)

議長 議長 賛成全員。よって、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る1件、賃貸借権設定に係る80件、使用貸借権設定に係る26件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 議長 次に、議案第6号「伊達農業振興委地域整備計画の変更について」を議題と

いたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第6号朗読説明）

議長 これより質疑に入ります。議案第6号「伊達農業振興委地域整備計画の変更について」の質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第6号「伊達農業振興委地域整備計画の変更について」、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたします。

議長 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第6号「伊達農業振興委地域整備計画の変更について」は、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第7号「あっせん申出について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第7号朗読説明）

議長 これより、質疑に入ります。議案第7号「あっせん申出について」の4件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第7号、「あっせん申出について」の4件の案件について「あっせん事業」を行うことに、「賛成」の委員は「挙手」をお願いいたします。

議長 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第7号「あっせん申出について」の4件の案件について、あっせん事業を行うことにいたします。つきましては、農林事務次官通知「農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づき、農地利用最適化推進委員の中から「あっせん委員」を指名させていただくこととなります。それでは、指名させていただきます。1番の案件について、梁川地区担当から28番、齋藤信夫推進委員と、38番、大和田俊一郎推進委員、2番の案件について、保原地区担当から23番、後藤喜美枝推進委員と、29番、佐藤善一推進委員、3番の案件について、保原地区担当から31番、野田源吉推進委員と、32番、舟山健一推進委員、4番の案件について、保原地区担当から40番、阿部良夫推進委員と、42番、井上林一推進委員に、お願いすることにいたします。ご多忙中での職務になりますが、よろしくお願いいたします。

議長 次に、報告第1号「専決処分の報告について」の報告をいたします。朗読・説明については、事務局から申し上げます。

事務局長 (報告第1号朗読説明)

議長 只今の報告について、発言のある方は、「挙手」願います。

議長 「発言なし」の声。

議長 それでは、特に発言がないようですので、報告第1号「専決処分の報告について」を終了します。

議長 以上で、本日の議案の審議事項は全て終了いたしました。お諮りいたします。これにて、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認めまして、閉会することといたします。

長時間にわたり、慎重なご審議をいただき、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年第12回伊達市農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。(午後3時53分閉会)

- | | | |
|-------------|-------|------|
| 11. 提出事項の顛末 | 議案第1号 | 許可決定 |
| | 議案第2号 | 許可決定 |
| | 議案第3号 | 許可決定 |
| | 議案第4号 | 承認決定 |
| | 議案第5号 | 承認決定 |
| | 議案第6号 | 承認決定 |
| | 議案第7号 | 承認決定 |

12. この会議の議案 この議事録の末尾に綴る。

議長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____

